入　札　公　示　書

令和4年7月6日

社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院

院長　角谷　不二雄

次の通り一般競争入札（事後評価方式）に付します。

１．入札に付する事項

（１）業務名

社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院　清掃管理業務

（２）業務内容

　　・清掃業務

　　・環境衛生業務

（３）契約期間

　　　令和4年10月１日～令和7年9月30日（3年間）

２．入札方式等

最低価格落札方式により落札候補者を決定する。その後、仕様書に記載する内容における技術等の

評価等を含め、当協会にて評価を行い、清掃管理業務を委託するに相応しいと認められる事業者と判断をした後、落札者とする。

  なお、入札価格については、見積書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３．入札参加資格

（１）北海道内に本社又は支店など営業拠点を持つもの。

（２）施設維持管理業務を行う業者であり、必要な法的資格を持った者により適切かつ円滑に当施設の

業務管理が実施できること。また、会社として業務を受託するにあたり法的資格を有しているこ

と。

（３）参加申請書の提出時点で、200床以上の病床数を有する病院の清掃管理業務を元請として、24ヶ

　　　月以上継続して受託した実績を有する者であること。

（４）次に掲げる税を滞納していないこと。

　　　①本店が所在する都道府県の事業税

②消費税及び地方消費税

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続の申立てがなされていないこと。

（６）破産法に基づく破産の要件に該当していないこと。

（７）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年以上経過しない者、又は過去6ヶ月以内に

手形又は小切手の不渡りを出していないこと。

（８）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

（９）業務開始において（公社）全国ビルメンテナンス協会が実施する病院清掃受託責任者講習会を修

　　　了した者を現場責任者として配置できること。

（10）（一財）財団法人医療関連サービス振興会が交付する医療関連サービスマークの認定事業者又は

　　　契約開始までに認定事業者になること。

（11）次に掲げる基準を満たす資格者を当該業務に配置出来ること。

①清掃業務（責任者、副責任者は下記資格の何れかを保有していること）

　　ア．清掃作業監督者

イ．ビルクリーニング技能士

ウ．病院清掃受託責任者講習修了者

（12）その他仕様書に規定する条件等を遵守できること。

４．入札参加申し込み等

（１）申込期間　　令和4年7月6日（水）9時00分～令和4年7月12日（火）17時00分

（２）申込提出先　北海道富良野市住吉町1番３０号

社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院　財務管財課　草薙

（３）参加審査申請書は、別添のとおり

（４）審査結果は後日通知する。

（５）郵送による場合は、書留郵便とし令和4年7月12日（火）17時必着とする。

５．その他

（１）入札保証金免除

（２）その他詳細については、入札参加資格審査結果後に入札要綱書等を送付する。

（３）配布した仕様書及び入札要綱書等すべての書類を入札当日返却すること。